

令和7年10月以降の東京都中小企業制度融資について

令和7年10月以降の東京都中小企業制度融資について、「金融機関提案」の新たな取扱メニューを追加するとともに、上限金利を改定しますので、以下のとおりお知らせします。

1 「金融機関提案」の取扱メニューの追加

東京都では、中小企業制度融資の融資メニューの1つとして、中小企業の多様な経営課題や都の政策課題等の解決に資するため、取扱金融機関の提案による、金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用した融資メニュー「金融機関提案」を実施しています。

このたび、企画提案の募集及び審査の結果、以下のメニューを追加します。

取扱金融機関	多摩信用金庫	
融資メニュー名	たましんレジリエンス経営支援（世界情勢対策）	
融資対象企業	世界情勢の変動や災害等のリスクに対応したレジリエンス経営に取り組む中小企業者及び組合	
金融機関による支援内容	レジリエンス経営の推進に向け、外部専門機関等と連携した課題解決支援と併せて必要な資金を融資することで、経営基盤の強化・地域経済の活性化を図る。	
融資条件	資金用途	運転資金・設備資金
	融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
	融資期間	1年超15年以内（据置期間1年以内を含む。）
	融資利率	取扱金融機関所定利率
	信用保証料	東京都が0.2%相当分を補助
取扱開始日	令和7年10月14日（火）	

※取扱金融機関の受付窓口にお申込み下さい。

2 上限金利の改定について

市場金利の動向等を踏まえ、令和7年10月1日（水）から、固定金利が適用される全ての融資メニューの上限金利を+0.25%改定します。なお、金融機関所定金利適用の融資メニューについては、従来どおり金融機関ごとの金利が適用されます。

※10月1日以降に融資申込受付機関が「信用保証委託申込書」を受け付けた融資申込について、改定後の金利が適用されます。

詳細は、取扱開始日及び改定日以降に、産業労働局ホームページでもご確認いただけます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/new/>

【問合せ先】産業労働局金融部金融課 03-5320-4877

